

## 浜松市救助隊要綱

平成20年 3月 3日 浜消達 第222号

平成24年10月15日 浜消局達第120号(い)

平成26年 3月24日 浜消局達第171号(う)

平成28年 3月31日 浜消局達第218号(え)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市救助隊規程(平成19年浜松市消防本部訓令甲第6号。以下「規程」という。)に定めがあるもののほか、消防救助業務を円滑に行うため、必要な事項を定める。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 救助隊とは、規程第2条に掲げるすべての救助隊をいい、それらの総称をいう。(え)

(2) 第2条救助隊とは、規程第2条1号に規定する救助隊をいう。(え)

### (救助隊員の任命等)

第3条 規程第3条第1項において消防長が救助活動に関する基準(昭和62年消防庁告示第3号)第6条第2号に該当する消防職員として救助隊員(以下「隊員」という。)に指定する者は、別表第1の救助隊員基準に該当するものとする。(え)

2 規程第3条第2項に定める救助隊の編成は、第7条各号に規定するそれぞれの救助隊の業務により、隊員の資格等を考慮して行うものとする。(え)

3 規程第3条第3項の規定により指名された隊長のうち、第7条に定める救助隊の業務を統括する者(以下「救助統括者」という。)として、特別高度救助隊の隊長を充てるものとする。(え)

4 救助隊には隊長のほか、副隊長を置くことができるものとし、別表第2の救助隊長等の基準に該当する者の中から消防長が指名する。(え)

### (予備救助隊員)

第4条 消防長は、隊員の確保のため、消防職員のうちから予備救助隊員(以下「予備隊員」という。)を指定し、第2条救助隊又は特別救助隊を置く消防署に配置することができる。(え)

2 予備隊員の教育訓練については、別に定める予備隊員教育訓練要領による。(え)

3 消防長は必要があると認める場合は、予備隊員の指定を解除することができる。(え)

### (適性等の調査)

第5条 消防長は、隊員及び予備隊員を指定するため、次の各号に掲げる事項について毎年調査するものとする。(い)

(1) 隊員の適性に関すること。(う)

(2) 予備隊員の適性に関すること。(う)

( 隊員の選考等 )

第6条 消防長は、次の各号に掲げる事項に関して必要な場合は、消防次長、警防課長の意見又は説明を求めることができる。(い)

(1) 隊員の指定に関すること。(い)

(2) 国際消防救助隊員の指定に関すること。(い)

(3) 隊員の消防大学校、県消防学校その他の教育訓練機関への派遣に関すること。(え)

(4) その他消防長が必要と認める事項(え)

( 救助隊の業務 )

第7条 救助隊は、浜松市消防署職員勤務規程(昭和36年消防本部訓令甲第10号)第29条の2に規定するもののほか、次の業務を行うものとする。(い)

(1) 第2条救助隊及び特別救助隊(え)

ア 消防救助活動における安全管理に関すること。

イ 救助技術の研究及び訓練に関すること。

ウ 予備隊員の教育訓練に関すること。

(2) 高度救助隊

ア 消防救助活動における安全管理に関すること。

イ 救助技術の研究及び訓練に関すること。

ウ 第2条救助隊及び特別救助隊への救助技術の研修及び指導に関すること。(え)

(3) 特別高度救助隊

ア 消防救助活動における安全管理に関すること。

イ 救助技術の研究及び訓練に関すること。

ウ 第2条救助隊、特別救助隊及び高度救助隊への救助技術の研修及び指導に関すること。(え)

エ 消防救助業務の運営管理に関すること。(い)

( 教育訓練等 )

第8条 救助統括者は、救助隊の消防救助業務に必要な教育訓練の年間計画を作成し、毎年4月20日までに警防課長に報告しなければならない。(い)

2 救助統括者は、常に救助隊の能力向上に努めるとともに、消防隊等と消防救助業務に必要な活動の調整を行うものとする。(え)

3 救助統括者は、隊員の教育訓練実施状況及び適性について調査し、その調査結果を別紙1により毎年12月20日までに警防課長に報告しなければならない。(え)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(い)

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

附 則（う）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（え）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

## 救助隊員基準

種別	基準	
基本技術	結索操法	基本結索ができる。
		器具結索ができる。
		身体結索ができる。
	降下操法 （約7m高からの降下）	身体懸垂ができる。
		座席懸垂ができる。
	登はん操法 （約7m高への登はん）	フットロック登はんができる。
		補助者なしで登はんができる。
	渡過操法 （約20m間の渡過）	セーラー渡過ができる。
		モンキー渡過ができる。
		チロリアン渡過ができる。
	確保操法	肩確保が確実である。
		腰確保が確実である。
	搬送操法 （要救助者の搬送）	背負搬送ができる。
		ファイヤーマンズキャリアができる。
スキндаイビング	自由形水面移動ができる。	
	3点セット水面移動ができる。	
基礎知識	消防救助業務に必要な力学に関する知識がある。	
	消防救助業務に必要な水力学に関する知識がある。	
	消防救助業務に必要な電気に関する知識がある。	
	消防救助業務に必要な放射線、生物及び化学に関する知識がある。	
資質	精神的に安定し、物事を冷静かつ的確に判断できること。	
	状況に応じた臨機応変な対応ができること。	
	危険要因・潜在危険を感受し、安全への意識が高いこと。	
	平素から体力・気力・技術を練成し、自己啓発に努めていること。	
	組織としての規律を重んじ、身形に乱れないこと。	

基本技術の各項目は、消防救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第4号）に準じるものとする。

別表第2（第2条関係）

救助隊長等の基準

種別	階級	基準
副隊長	消防司令補 又は 消防士長 (特別高度救助隊は消防司令補)	消防救助業務に必要な技術及び知識を有していること。
		指揮及び指導する能力に優れていること。
		危機管理意識が高く、副隊長としての責務を果たすことができる者であること。
		原則として、救助隊暦10年以上であること。
救助、特別救助隊長	消防司令 又は 消防司令補	消防救助業務に必要な技術及び知識を有していること。
		指揮、監督及び指導する能力に優れ、状況に応じた統制管理ができること。
		社会情勢の変化を的確に捉え、隊長としての責務を果たすことができる者であること。
		副隊長暦1年以上であること。
高度救助隊長	消防司令	消防救助業務に必要な技術及び知識を有していること。
		指揮、監督及び指導する能力に優れ、状況に応じた統制管理ができること。
		社会情勢の変化を的確に捉え、隊長としての責務を果たすことができる者であること。
		平成19年消防消第181号通知「高度救助隊及び特別高度救助隊の隊員の教育について」の要件を満たす教育を受けていること。
		特別救助隊長暦1年以上であること。
特別高度救助隊長	消防司令	消防救助業務に必要な技術及び知識を有していること。
		指揮、監督及び指導する能力に優れ、状況に応じた統制管理ができること。
		社会情勢の変化を的確に捉え、隊長としての責務を果たすことができる者であること。
		平成19年消防消第181号通知「高度救助隊及び特別高度救助隊の隊員の教育について」の要件を満たす教育を受けていること。
		高度救助隊長暦1年以上であること。

## 救助隊員教育訓練実施状況及び適性調査表

消防署 階級 氏名

調査内容			実施評価
訓	基本訓練	各種救助操法	
		車両積載器具取扱い訓練	
		ロープワーク（登はん要領、降下法等）・確保要領	
		スキндаイビング（自由形水面移動、3点セット水面移動）	
練	応用訓練	火災に関する訓練（検索要領等）	
		各種救出訓練	
		災害想定訓練	
	特殊災害等対応訓練	NBCR対策	
		震災救助対策	
		水難救助対策（潜水隊員は潜水隊員基準レベルを記載）	
		その他（ ）	
消防救助業務に必要な力学に関する知識がある。			
消防救助業務に必要な救急に関する知識がある。			
消防救助業務に必要な電気・土木・車両等に関する知識がある。			
消防救助業務に必要な放射線、生物及び化学に関する知識がある。			
水難救助業務に必要な知識があり、素潜りができる。			
精神的に安定し、物事を冷静かつ的確に判断できる。			
状況に応じた臨機応変な対応ができる。			
危険要因・潜在危険を感受し、安全への意識が高い。			
平素から体力・気力・技術を練成し、自己啓発に努めている。			
組織としての規律を重んじた行動がとれる。			
隊員育成のための指導力を持ち合わせている。			
<p>「 」：非常に優れ他の隊員へ指導ができる。「 」：優れている。「 」：標準的。「・」：劣っている。未実施の場合は「未実施」を記載する。</p>			
<p>所見（健康状態、救助隊員としての適性及び救助大会希望種目等を含めて記載すること。）</p>			
隊長 氏名			
所属長確認		救助統括者確認	